

第3日

隔ての壁を打ち砕かれた主

12月28日 午後7時

三光教会
(城南グループ)



人権委員会

聖歌 古今聖歌集増補版 第14番

(Capo III) C E m F E m D m 7



キリ スト の へい わ が わ た し た ち の こ こ ろ の

G7 C E m D m G C



す み ず み に ま で ゆ き わ た り ま す よ う に

2回目は「キリストの平和」を「キリストのゆるし」に

3回目は「キリストの平和」を「キリストの希望」にかえて歌います

聖書 ヘブライ人への手紙 第12章1、2節

わたしたちは、このような多くの証人に雲のように囲まれているのであるから、一切の重荷と、絡みつく罪とをかなぐり捨てて、わたしたちの参加すべき競争を、耐え忍んで走り抜こうではないか。信仰の導き手であり、またその完成者であるイエスを仰ぎ見つつ、走ろうではないか。彼は自分の前に置かれている喜びのゆえに、恥をものとわなないで十字架を忍び、神のみ座の右に座するに至ったのである。

詩編 第146篇

- 1 ハレルヤ わたしの魂よ、主をたたえよ
- 2 命ある限り主をたたえ わたしは生ける限り主をほめ歌う
- 3 この世の支配者たちに頼ってはならない 救う力がない人の
子に頼ってはならない
- 4 人は息絶えて土に帰り その日、すべての企てはむなしくな
る
- 5 ヤコブの神を助けとし 主に希望をかける人は幸せ
- 6 神は天と地を造り、海とその中のあらゆるものを形造り とこし
えにまことを示された
- 7 虐げられた人のために審きを行い 飢え渴く人にパンを恵
み、捕らわれ人を解放される
- 8 主は見えない人の目を開き 卑しめられている人を高め、正
しい人を愛される
- 9 主は他国から来ている人を守り 身寄りのない子供とやめめ
を支え、悪人の企てを砕かれる
- 10 主はとこしえに治められる シオンの神は世々に、ハレルヤ
栄光は 父と子と聖霊に
初めのように今も 世々に限りなく アーメン

ショート・メッセージ キリストの受難の想起

沈黙

祈り 共同懺悔

司式者 神のみ前にひざまずいて、自らを省み、ともに罪の赦しを祈りましょう

司式者 父なる神よ

会衆 **憐れみをお与えください**

司式者 子なる神よ

会衆 **憐れみをお与えください**

司式者 聖霊なる神よ

会衆 **憐れみをお与えください**

司式者 聖なる三位一体の神よ

会衆 **憐れみをお与えください**

司式者 最初の愛から離れ、神と人とを愛するのに熱心でなかったことを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 心を一つにすることを怠り、協力を欠いていたことを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 主に仕えることを願いながらも、み心に背く習慣に巻き込まれ、信仰の態度が不確かであったことを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 多くの兄弟姉妹が信仰の交わりを失っているのを見過ごしていることを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 しばしば洗礼の約束に背き、信仰をもって主の恵みにこたえず、罪と世と悪魔との戦いに努力しなかったことを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 信仰に厳しさを欠き、まことに主を待ち望む心の乏しいことを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 まことの主を信じないで迷信のうちにある人びとを、導かなかったことを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 不品行が横行し、自己中心で金銭を愛し、快樂をむさぼる者が多い社会を見過ごしにしていることを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 わたしたちがしてきた多くの誤り、すなわち人間の必要、貧しさ、苦しみに

目をふさぎ、不正と残酷さに無関心であったことを

会衆 **主よ、お赦してください**

司式者 わたしたちが隣り人に対して誤った判断をし、愛情のない
思いを抱き、境遇の違う人びとに対して偏見を持ち、差別し
ていることを

会衆 主よ、お赦してください

司式者 主に赦されていることを忘れ、しばしば人を赦さないでいる
ことを

会衆 主よ、お赦してください

司式者 このほか気づかないでいる多くの罪を

会衆 主よ、お赦してください

憐れみ深い父なる神よ、わたしたちはしてはならないことをし、しな
なければならないことをせず、思いと、言葉と、行いによって、多くの罪
を犯しています。どうか罪深いわたしたちをお赦ください。新しい
命に歩み、み心に従い、み栄えを現すことができますように、救い主
イエス・キリストによってお願いいたします。 アーメン

聖書 アモス書 第7章7～8節

⁷主はこのようにわたしに示された。見よ、主は手に下げ振りを持って、
下げ振りで点検された城壁の上に立っておられる。

⁸主はわたしに言われた。

「アモスよ、何が見えるか。」

わたしは答えた。

「下げ振りです。」

主は言われた。

「見よ、わたしは

わが民イスラエルの真ん中に下げ振りを下ろす。

もはや、見過ごしにすることはできない。

マリアの賛歌 (ルカ 1:46～55)

- 1 わたしの魂は主をあがめ わたしの霊は救い主である神を喜
びたたえる
- 2 神はこの貧しい女にも 目を留められた
- 3 今から後いつの世の人も わたしを幸いな女と呼ぶ
- 4 力ある方が わたしに偉大なみ業をなされたから
- 5 主のみ名は聖 その憐れみは世々、主を敬い畏れる人に
- 6 主はみ腕の力を振るい 思い上がる者を打ち散らし

- 7 権力を振る者をその座から下ろし 身分の低い人を引き上げ
- 8 飢えた人を良い物で満たし 富んでいる人をむなしく追い返される
- 9 神は父祖アブラハムとその子孫に 永遠に約束されたように
- 10 憐れみを忘れず 僕イスラエルを助けられた
栄光は 父と子と聖霊に
初めのように、今も 世々に限りなく アーメン

沈黙

祈り

司式者 祈りましょう

人類を深く愛し、救い主、み子イエス・キリストをこの世に遣わされた全能の神よ、あなたは病に苦しむ人々を癒し、差別と偏見に悩む人々を励まし、貧しい人々を支えてくださいます。どうぞ、新しい世紀を迎えるにあたり、わたしたちを糺し、差別からの解放のために闘う人々と想いを結び、力を合わせて、神のみ心にならぬ差別と抑圧のない社会の実現のために仕えることができますように、主イエス・キリストによってお願いいたします。 **アーメン**

聖書 マルコによる福音書 第15章16～20節

¹⁶兵士たちは、官邸、すなわち総督官邸の中に、イエスを引いて行き、部隊の全員を呼び集めた。¹⁷そして、イエスに紫の服を着せ、茨の冠を編んでかぶらせ、¹⁸「ユダヤ人の王、万歳」と言って敬礼し始めた。¹⁹また何度も、葦の棒で頭をたたき、唾を吐きかけ、ひざまずいて拝んだりした。²⁰このようにイエスを侮辱したあげく、紫の服を脱がせて元の服を着せた。そして、十字架につけるために外へ引き出した。

シメオンの賛歌 (ルカ 2:29～32)

- 1 主よ、今こそ、あなたはみ言葉のとおり 僕を安らかに去らせてくださる
- 2 わたしはこの目で 主の救いを見た
- 3 これは主が 万民のために備えられた救い
- 4 すべての人を照らす光 み民イスラエルの栄光
栄光は 父と子と聖霊に
初めのように、今も 世々に限りなく アーメン

証言 「私の被差別体験」

証言者 高岩昌興氏

(部落解放同盟東京都連合会荒川支部書記長)

沈黙

茨の奉献

一人づつ進み出て、聖堂中央に用意されている「荊冠」の上に、茨の小枝を奉献します。

祈り

司式者 祈りましょう

全能の神よ、あなたはみかたちに似せて人を造られました。どうかわたしたちにまことの自由を尊ぶ心と、悪と戦う力を与え、すべての国民のうちに正義と公平が行われるように導いてください。主イエス・キリストによってお願いいたします。 **アーメン**

真理と平和の源である神よ、すべての人の心に平和を愛するまことの愛を燃やし、国々の交わりに携わる人びとに、平和を造り出す知恵を与え、主の愛を知る知識をこの世界に満たしてください。父と聖霊とともに世々に生き支配しておられるみ子イエス・キリストによってお願いいたします。 **アーメン**

奉献聖歌 古今聖歌集 第479番

本日の信施は「教区人権活動のため」に捧げられます。

(や今はやめに)

400665: 5151 PROVIDENCE
Philip Phillips, 1844-1894

ひとの 目には すべ なしと みゆる ときも 主は かならず
よき みちをば そなえ たもう
(おしかえし)
われは しんず 主 かならず ととのえて あたえ たもう

いつ いかにと あらわには 知らねども 主は かならず
よき みちをば そなえ たもう (おしかえし)

されば しんじて すすめ いざ しんの まえには うみも ひらけ
みちと なし ためし あり (おしかえし)

みよ ゆくての かがやきを 「主はかならず そなえ たもう」と
うたいて いざ のほり ゆかん (おしかえし)

In some way or other
Martha A. Cook, 1876

- 1 ひとの 目には すべ なしと みゆる ときも 主は かならず
よき みちをば そなえ たもう
(おしかえし)
われは しんず 主 かならず ととのえて あたえ たもう
- 2 いつ いかにと あらわには 知らねども 主は かならず
よき みちをば そなえ たもう (おしかえし)
- 3 されば しんじて すすめ いざ しんの まえには うみも ひらけ
みちと なし ためし あり (おしかえし)
- 4 みよ ゆくての かがやきを 「主はかならず そなえ たもう」と
うたいて いざ のほり ゆかん (おしかえし)

司祭 全能の父なる神よ、この信施を受け、主のみ業のために用
いてください

会衆 すべてのものは主の賜物。わたしたちは主から受けて主に
献げたのです アーメン(歴代上 29:14)

祈り

司式者 主よ、憐れみをお与えください。

会衆 キリストよ、憐れみをお与えください。

司式者 主よ、憐れみをお与えください。

(聖公会 ローマカトリック共通訳)

天におられるわたしたちの父よ、

み名が聖とされますように。

み国が来ますように。

みこころが天に行われるとおり地にも行われますように。

わたしたちの日ごとの糧を今日もお与えください。

わたしたちの罪をおゆるしてください。わたしたちも人をゆるします。

わたしたちを誘惑におちいらせず、悪からお救いください。

国と力と栄光は、永遠にあなたのものです。 アーメン

司式者 主よ、主の慈しみを示し

会衆 **主の救いを与えてください**(詩85:7)

司式者 主の仕え人に義をまとわせ

会衆 **主の聖徒に喜び歌わせて下さい**(詩132:9)

司式者 主の民を救い

会衆 **主の子らを祝福してください**(詩28:9)

司式者 主の平和をいまの世に与え

会衆 **地の果てまで、戦いをやめさせてください**(詩46:9)

司式者 主の道をあまねく地に知らせ

会衆 **主の救いをすべての国に知らせてください**(詩67:2)

司式者 主よ、わたしたちのうちに清い心を造り

会衆 **聖霊によって支えてください**(詩51:10,12)

司式者 主イエス・キリストの恵み、神の愛、聖霊の交わりが、わたしたちとともにあますように。 **アーメン**

聖歌 古今聖歌集増補版 第32番

- 1 すくいの道を 開いたイエスを
いしずえとして はじめられ
すくいのをざを 受けついできた
主の教会は ただひとつ
- 2 時代はうつり 風土はかわり
主にある民は 分かれても
この食卓に ともにあずかる
主の教会は ただひとつ
- 3 おわりのときが せまるにつれて
世のなみかぜは さわいでも
み国をもとめ 主を待ちのぞむ
主の教会は ただひとつ

す く い の み ち を ひ ら い た イ エ ス を い

し ず え と し て は じ め ら れ す く い の わ ざ を う

け つ い で き - た 主 の き ょ う か い は た だ ひ と つ

人権委員会の目的

教区および教区内諸教会における部落差別、民族差別、「障害」者差別、性差別等の人権問題と差別事象に取り組み、教区、管区の諸委員会および他の人権団体との連携のもと、諸教会への啓発活動を行うとともに、差別問題に対し速やかに取り組む。

人権問題への取り組みについて

人権問題というときにその範囲は大変広範囲に多岐に亘ります。女性の人権、高齢者の人権、こどもの人権、性差別問題、性同一性障害者 (Sexual Minority) 差別問題、障害者問題、在日・滞日外国人の人たちの人権問題、アイヌをはじめとする少数民族の人たちの人権問題、沖縄問題、部落差別問題などがあつます。社会問題と言われるもののほとんどが人権問題に関わつておちます。それらすべてに教会としての取り組みが充分に行われるべきであると考えます。

人権問題は、それぞれの人権問題のなかにあつて、痛み・苦しむ人たちの問題はけして比較して軽重をはかることのできるものではありません。ただ、日本の社会にあつて、人権問題として発露し、日本社会のいわば差別社会構造の基底を形作つてきたのは部落差別でした。部落差別の中に、部落差別以外の人権問題の共通の構造的問題が顕在し、また人権問題の日本的特質の多くが含まれています。日本の人権確立(差別解消)の

運動は古くから部落解放運動を起点として起こってきました。

日本聖公会の社会関連の活動の歴史を振り返るとき、宣教のはじめの活動の中にすでに被差別部落への伝道や教育活動、救援活動が行われてきました。「神の創造になる人間はすべて平等であるべきであり、差別は許されざることである」との姿勢をもって、イギリス人宣教師ライ師、ショウ師による武・相州(現在の埼玉、神奈川)の被差別部落への伝道、日本人教職者の海保熊次郎師の浅草亀岡町(弾左衛門一関東一円の非人・穢多を支配一の屋敷)での活動、安枝武雄師の被差別部落への自給伝道が行われ、今井寿道師の「被差別部落論」(『日曜叢誌』の「穢多」)が出されたりました。

現在、行政対応としての人権問題は、「同和対策審議会答申」、「人権擁護施策推進審議会」、「国連人権教育の国内行動計画」、「東京都人権推進指針」で位置づけられているところでも、「同和問題」を日本社会の人権問題の基本課題(歴史的、社会問題としての基底の問題)としています。そのため社会構造的な人権問題の行政対応の窓口を「同和問題」としてきました。また個人的な人権問題の対応は人権擁護委員制度によっています。近年、「同和対策」を「人権対策」と名称を変更していますが、「同和対策」に加えて「人権問題」全般を視野に入れるということに起因しています。政府機関においては、人権問題対応団体として「同和」関係団体が主な活動団体として位置づけられています。そのためこれまで人権委員会は、

A 人権関係の啓発・教育活動:研修会活動(開催、派遣)

B 人権擁護・啓発指導体制:事件、問題への対応

C 擁護・啓発指導に関わる関係団体(行政、運動団体等)との連絡・連携活動:事件、問題処理時の対応と連携活動

に関わる対応窓口として「同和問題」関連団体(行政、運動団体、宗教関係活動、キリスト教関係活動)を委員会活動の中に位置づけてきました。